

財政健全化法による財政指標について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」）に基づき算定した、令和５年度決算の比率を以下のとおり公表いたします。

【健全化判断比率】

（単位：％）

指 標 名	令和５年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	１５．００	２０．００
連結実質赤字比率	—	２０．００	３０．００
実 質 公 債 費 比 率	９．６	２５．０	３５．０
将 来 負 担 比 率	—	３５０．０	

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなど、どの団体でも普遍的に行う事業をまとめた「一般会計」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの
（実質赤字額がないため、「—」と表記しています。）

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算（連結）し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の深刻度を示すもの
（連結実質赤字額がないため、「—」と表記しています。）

○ 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの

○ 将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払うことになる可能性のある負担等の、現時点での程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの
（比率が算定されないため、「—」と表記しています。）

【資金不足比率】

(単位：％)

会 計 名	令和５年度決算	経営健全化基準
三戸町国民健康保険直診勘定 三戸中央病院事業特別会計	—	20.0
三戸町営簡易水道事業特別会計	—	
三戸町下水道事業特別会計	—	

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの

(資金不足額がない会計は、「—」と表記しています。)